

宇都宮市飼い犬等不妊手術費補助金交付要綱

(平成 7 年 6 月 30 日告示第 206 号)

(趣旨)

第 1 条 市の交付する飼い犬等不妊手術費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和 41 年規則第 22 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、適正な飼養を受けている犬又は猫（以下「飼い犬等」という。）の不妊手術（以下「手術」という。）に要する経費の一部を補助することにより、飼い犬等がみだりに繁殖して、適正な飼養を受けることなく不当に捨てられることによる人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、飼い犬等の所有者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 獣医師により、飼い犬等の手術を受けた者
- (3) 犬の所有者にあつては、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定に基づき、登録をし、かつ、狂犬病の予防注射を受けた者
- (4) 市税を滞納していない者

(補助金の額及び交付の制限)

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

区 分	犬	猫
不 妊 手 術	1 頭につき 5,000 円	1 頭につき 4,000 円

2 補助金の交付は、当該年度において、1 世帯につき、1 頭に限る。

(交付の申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める申請書（請求書）に手術を実施した獣医師の証明を受け、原則として手術後 1 月以内に市長に提出しなければならない。

なお、獣医師の証明により、実績報告があつたものとみなす。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書（請求書）を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定のうえ、別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成7年7月1日から適用する。

改正文（平成14年9月20日告示第368号）

平成14年10月1日以後の飼い犬等不妊・去勢手術実施分から適用する。

改正文（平成24年3月27日告示第147号）

平成24年4月1日から適用する。